

福岡市における今後の情報提供のあり方について(案)

3月1日に国からPM_{2.5}に係る「注意喚起のための暫定的な指針」が示されたことを踏まえ、福岡市における今後のPM_{2.5}の情報提供のあり方については、以下のとおりとする。

位置づけ	情報提供(福岡市独自)	注意喚起(国の指針に基づく)
評価基準値	日平均濃度が1立方メートル当たり35 μ gを超過すると予測した場合	日平均濃度が1立方メートル当たり70 μ gを超過すると予測した場合
予測方法	<ul style="list-style-type: none"> 午前6時における市内測定局(8箇所)の平均値 	<ul style="list-style-type: none"> 午前5時から7時の平均値における福岡地区測定局(11箇所)の最大値
行動の目安	<ul style="list-style-type: none"> ○健康影響(呼吸器疾患やアレルギー疾患がある方) <ul style="list-style-type: none"> 外出するときは、マスクを着用しましょう。 外出から帰ったら、眼を洗い、うがいをしましょう。 ○生活影響 <ul style="list-style-type: none"> 洗濯物等はできるだけ外へ干さないようにしましょう 空気の入替えは控えましょう。 車の運転は窓を閉めましょう。 洗車は後日にしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関(テレビ、ラジオ、新聞) 市ホームページ 市防災メール 	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関(テレビ、ラジオ、新聞) 市ホームページ、(県ホームページ) 市防災メール、(県防災メール) 幼稚園、保育園 学校 屋外活動施設など

※高感受性者：呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

なお、国の指針に基づく注意喚起は福岡県が判断し、福岡市は情報提供に努める。県から注意喚起の判断があった場合は、市においても同様の情報提供を行う。

福岡県のPM2.5注意喚起について

(1) 暫定的な指針値

日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超

(2) 区域

県内を **4区域に分け**、
区域毎に注意喚起を実施

(3) 判断方法

各区域の測定局の内、**1測定局でも、
午前5時、6時、7時の1時間値の
平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過**した場合

(4) 注意喚起の方法

- 県ホームページに注意喚起情報を掲載
- 防災メール「まもるくん」による注意喚起を実施
- 報道機関に対する注意喚起情報の提供
- 市町村、関係機関等への通知**

(5) 行動の目安

- 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
 - 換気や窓の開閉を最小限にし、屋内への外気の侵入をできるだけ少なくする。
- ※高感受性者(呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等)は
より慎重な行動が望まれる。

